官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通五六）　一
〔その他告示〕
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づき、同法第三十三条第二項の登録をした件（経済産業六五）　二
○防災拠点自動車駐車場を指定した件の一部を改正する件（国土交通六二二）　三
○岡南飛行場の施設変更を許可した件（同六二三）　三
○道路に関する件（関東地方整備局一七六）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会公示送達関係　六〇
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　六二
会社その他
会社決算公告　六六

省令

○国土交通省令第五十六号

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和七年法律第八十六号）の施行に伴い、並びに気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条の二第一項及び同項第四号（これらの規定を同法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条の二第二項（同法第十九条第三項において読み替えて準用する場合及び同法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十九条第二項、第二十一条第二項（同法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二、第四十三条の三並びに第四十三条の五、気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）第四条第一項及び第五条、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第五十一条並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項及び第二百十条第四項の規定に基づき、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和八年五月十五日　国土交通大臣　金子　恭之

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（気象業務法施行規則の一部改正）

第一条　気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章～第七章　（略） 第八章　雑則（第四十九条の二―第五十五条） 附則 （予報区等） **第八条**　令第四条、令第五条及び令第六条の国土交通省令で定める予報区及び空域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、これらを対象として行う予報及び警報は、同表の下欄に掲げるとおりとする。	目次 第一章～第七章　（略） 第八章　雑則（第四十九条の二―第五十三条） 附則 （予報区等） **第八条**　令第四条、令第五条及び令第六条の国土交通省令で定める予報区及び空域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、これらを対象として行う予報及び警報は、同表の下欄に掲げるとおりとする。
（略）	（略）
府県予報区（一府県の区域又はこれに相当する区域（海に面する区域にあつては、沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	府県予報区（一府県の区域又はこれに相当する区域（海に面する区域にあつては、沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）
天気予報、週間天気予報、地震動予報、火山現象予報、波浪予報、気象注意報、地震動注意報、火山現象注意報、土砂崩れ注意報、高潮注意報、	天気予報、週間天気予報、地震動予報、火山現象予報、波浪予報、気象注意報、地震動注意報、火山現象注意報、土砂崩れ注意報、高潮注意報、